

令和3年度第1回国地方係争処理委員会

令和3年4月28日

【小川行政課長】 それでは時間となりましたので、国地方係争処理委員会第1回を開催いたします。私は総務省行政課長の小川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は新たに任命された委員によります初めての委員会となりますので、慣例によりまして、新委員長が選出されますまでの間、私が司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議は15時20分までを予定してございます。また、本日の委員会につきましては、平成13年2月5日委員会決定に基づきまして、公開をすることとしております。御承知おきをお願いいたします。

報道関係の皆様申し上げます。これ以降につきましては、記者席からの取材ということをお願いしたいと存じます。また、カメラ撮りににつきましては、ここまでとなっております。よろしくお願いいたします。

それではまず、委員の皆様方の紹介をさせていただきます。50音順に御紹介申し上げますので、名前をお呼びしましたら一言御挨拶を頂戴できれば幸いです。

まず、菊池洋一委員。どうぞよろしくお願いいたします。

【菊池委員】 菊池でございます。どうかよろしくお願いいたします。

【小川行政課長】 ありがとうございます。次に小高咲委員、よろしくお願いいたします。

【小高委員】 北海道二十一世紀総合研究所の小高と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【小川行政課長】 次に勢一智子委員、よろしくお願いいたします。

【勢一委員】 西南学院大学の勢一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【小川行政課長】 次に辻琢也委員、よろしくお願いいたします。

【辻委員】 一橋大学の辻と申します。よろしくお願いいたします。

【小川行政課長】 最後に山田俊雄委員、よろしくお願いいたします。

【山田委員】 東京都立大学の山田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【小川行政課長】 どうぞよろしくお願いいたします。

今回、事務局を務めます自治行政局の職員を紹介いたします。

高原自治行政局長でございます。

【高原自治行政局長】 自治行政局長の高原です。よろしくお願いいたします。

【小川行政課長】 阿部大臣官房審議官でございます。

【阿部大臣官房審議官】 審議官の阿部といいます。よろしくお願いいたします。

【小川行政課長】 宮崎参事官でございます。

【宮崎参事官】 参事官の宮崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【小川行政課長】 吉村行政企画官でございます。

【吉村行政企画官】 吉村と申します。よろしくお願いいたします。

【小川行政課長】 中西係争処理専門官でございます。

【中西係争処理専門官】 中西でございます。よろしくお願いいたします。

【小川行政課長】 中村行政課課長補佐でございます。

【中村行政課課長補佐】 中村でございます。よろしくお願いいたします。

【小川行政課長】 改めまして、行政課長の小川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、当委員会の委員長の選任に進みたいと思います。地方自治法第250条の10第1項の規定によりまして、当委員会の委員長の選出は委員の互選によることとされております。つきましては、委員長の選出について、どなたか御提案をいただければと存じますが、いかがでしょうか。

では、勢一委員。

【勢一委員】 僭越ながら発言させていただいてもよろしいでしょうか。

【小川行政課長】 お願いいたします。

【勢一委員】 当委員会の役割を考えますと、法曹の世界、裁判官として御経験の長い菊池委員をお願いしてはと考えますが、いかがでございましょうか。

【小川行政課長】 ありがとうございます。そのほかございますでしょうか。

ただいま勢一委員から菊池委員を委員長に選出してはいかがかと、このような御提案がございましたが、委員の皆様方いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【小川行政課長】 ありがとうございます。それでは、皆様御賛同いただいたところでございますので、菊池委員が委員長に選出されました。

それでは、これからの議事は、菊池委員長にお進めいただきたいと存じます。

委員長、どうぞよろしくお願ひいたします。

【菊池委員長】 ただいま委員長を仰せつかりました菊池でございます。委員長として、この委員会の適正な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方の御協力を何とぞよろしくお願ひいたします。

それでは、地方自治法第250条の10第3項の規定に基づきまして、あらかじめ委員長代理を指名させていただきたいと存じます。私といたしましては、委員長代理を辻委員にお願ひしたいと存じます。辻委員、どうかよろしくお願ひを申し上げます。

辻委員長代理から一言御挨拶を賜ればと存じます。どうかよろしくお願ひいたします。

【辻委員長代理】 辻と申します。委員長を補佐して頑張りたいと思います。よろしくお願ひします。

【菊池委員長】 どうもありがとうございました。

本日は、宮崎参事官から国地方係争処理委員会の概要等について御説明をいただいた後に、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、早速ですが、宮崎参事官から御説明をお願ひいたします。

【宮崎参事官】 参事官の宮崎でございます。

配付させていただきました資料に基づきまして、国地方係争処理委員会の概要などについて説明させていただきます。スクリーンにも資料を映し出したいと思います。

まず、資料1は、国地方係争処理委員会の委員名簿でございます。

次に資料2を御覧ください。資料2は、国地方係争処理委員会の概要を説明した資料でございます。資料2の1ページ、1の設置及び組織でございます。国地方係争処理委員会は、地方自治法に設置根拠がありまして、総務省に設置される委員会です。資料の§の表示は地方自治法の条文を示しております。

また、下のほうの令とありますのは地方自治法施行令の条文を示しております。

委員の人数は5名で、両議院の同意を得て総務大臣が任命することとされ、任期は3年と定められております。委員には、在任中また退任後もでございますが、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとの守秘義務が課されております。

また、委員は在任中政党その他の政治団体の役員となり、又は、積極的に政治活動をしてはならないとされるなどの行動制限が定められております。そして先ほど選任していただき、また、指名いただきましたとおり、委員長は委員の互選により選任すること、それから、委員長が委員長代理をあらかじめ指名することとされております。

地方自治法による委任を受けた地方自治法施行令で国地方係争処理委員会に関する規定が6か条定められておりますが、その中で、専門委員を任命することができること、それから、委員会の庶務は私ども総務省自治行政局行政課において処理することなどが定められております。

2ポツの会議ですけれども、委員会は委員長が招集し、委員長又は委員長代理及び2人以上の委員の出席がなければ会議を開き、議決をすることができないこととされております。そして、委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決すところによるとされております。

3ポツの権限でございますが、委員会の権限は、普通地方公共団体に対する国の関与に関する審査の申出について、その権限に属された事項を処理することとされております。ここで都道府県も市町村に対して関与することができる場合がありますが、都道府県が市町村に対してする関与は国地方係争処理委員会の審査の権限外ということとなります。

続きまして、2ページ目をお開きください。4ポツの審査手続でございます。この審査の申出の当事者は、普通地方公共団体の長その他の執行機関が審査申出人、そして国の行政庁が相手方となります。普通地方公共団体の長等は、以下の3つの場合について審査の申出をすることができます。

1つ目は、国の関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるものに不服があるとき、2つ目は、国の不作為に不服があるとき、3つ目は、国の行政庁に対し法令に基づく協議の申出を行い、当該協議に係る普通地方公共団体の義務を果たしたと認めるにもかかわらず、協議が調わなかったときでございます。このうちの1つ目の国の関与に対する審査の申出は、国の関与があった日から30日以内にしなければならないとの期限がございます。

下の(4)でございます。審査と、それから勧告の仕方を表形式で整理しております。左上の自治事務に係る国の関与に対する審査の場合でございますけれども、国の関与が違法であるかどうかを審査していただくとともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性を尊重する観点から不当であるかどうかという不当性の審査もしていただくということとなります。

他方、右上の法定受託事務に係る国の関与に対する審査の場合については、国の関与が違法であるかどうかの審査のみを行うこととなります。

左下の不作為に対する審査の場合には、審査の申出に理由があるかどうかを審査いただ

きます。

また、右下の協議に対する審査の場合には、普通地方公共団体がその義務を果たしているかどうかを審査していただきます。

その上で、いずれの場合も勧告や通知を行って、いずれも理由を付して結果を公表しなければならないとされています。そして、これらの審査及び勧告は、審査の申出があった日から90日以内に行わなければならないとされております。

3ページ目をお開きください。審理の手續としまして(5)でございますが、委員会は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、関係行政機関を審査の手續に参加させることができます。

そして(6)ですが、委員会は、①で必要に応じて証拠調べをすることができますし、②ですが、当事者や参加行政機関に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならないとされております。

そして(7)でございますが、審査申出に対して委員会が審査をして、その申出に理由があると、例えば、国の関与が違法であるというような判断をして、国の行政庁に勧告をした場合には、その勧告を受けた国の行政庁は、その勧告に即して必要な措置を講じて、その旨を委員会に通知しなければならないとされております。この通知を受けた場合には、普通地方公共団体にこれを通知するという流れとなっております。

また、(8)でございますが、委員会は、審理の上、勧告や通知をするという方法のほか、調停案の受諾を当事者に勧告するということもできるとされております。

5ポツの訴訟の提起でございます。委員会での審理手續の後には、普通地方公共団体側、国側のいずれも訴訟提起をして争うことができるとの規定が設けられておりまして、それが5ポツの(1)と(2)でございます。

まず、(1)は、普通地方公共団体側から提起できる訴訟でございます。普通地方公共団体の長等は委員会の審査の結果又は勧告に不服があるときとか、委員会の勧告を受けた国の行政庁の措置に不服があるときなどには、高等裁判所に対して国の行政庁を被告として違法な国の関与の取消しなどの訴えを提起することができます。

続いて、4ページの(2)でございますが、国側から提起できる訴訟でございます。国の各大臣は、この紙でいきますと、例えば2つ目のポツにありますけれども、委員会が審査の結果、国の関与は違法でもない、不当でもないという通知をしたのに、普通地方公共団体がそれに対して関与取消訴訟も提起しないし、是正の要求や是正の指示に従った措置も講じ

ないような場合に、国は高等裁判所に対して、普通地方公共団体の行政庁を被告として、不作為の違法の確認を求めるとできるとされております。

下の図はその関係を示したものでございまして、今、説明しました普通地方公共団体側からの訴訟の提起が④、国側からの訴訟の提起は⑤という形で示されております。

資料2は以上でございまして、資料3は法律と政令の関係条文でございます。

資料4は、国地方係争処理委員会の審査の手續に関する委員会規則でございまして、この規則には、細かくここで説明は申し上げませんが、審査手續の細目が定められておりまして、実際の審査手續はこの規則に従って進めていただくということとなります。

続いて資料5を御覧ください。資料5は、国地方係争処理委員会の議事の公表についての委員会決定でございます。まず1ですが、委員会の会議は、審査に係る合議を除いて原則公開するとされております。ただ、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときなどは公開しないことができるとされております。また、非公開とした場合には、必要に応じて報道機関に対して議事の概要を説明することとされております。

それから、2と3の議事要旨と議事録でございます。議事要旨は、審査に係る合議に関する部分を除いて作成し、会議終了後、速やかに公表すること、そして、こちらは発言した委員の氏名を記載しないこととされております。

他方、議事録は、審議に係る合議に関する部分を除いて作成して、会議終了後、速やかに公表すること、ただし公表することで公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあるなどの場合には、公表しないことができるとされておまして、こちらには発言した委員の氏名を記載することとされております。

4の委員会の資料ですが、こちらは会議の終了後、または審査の終了後、速やかに公表することとされております。また、公表することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれなどが認められる場合には公表しないことができるとされております。

以上、これらは総務省ホームページで公表しているところでございます。

なお、過去の審査案件の勧告や決定を、参考資料1から8までとしておつけしておりますので、これはおいおい御参照いただければと思います。

以上で、国地方係争処理委員会の概要等の説明を終わらせていただきます。

【菊池委員長】 宮崎参事官どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について何か質問等がございましたら、どうぞお願いいたし

ます。特にございませんでしょうか。

特に御質問などが無いようであれば、以上で予定の議題を全て終了いたしましたので、本日の委員会はこれもちまして閉会とさせていただきます。本日の委員会の議事においては、審査に係る合議に関する部分はございませんでしたので、議事要旨と議事録を委員の皆様にご確認いただいた上で会議資料とともに公表したいと思いますので、よろしくお願いたします。本日はどうもありがとうございました。これで閉会いたします。